資　料　編

資料１　計画策定の経緯

資料２　計画策定の組織

資料３　用語解説

資料１　計画策定の経緯

年　月　日	主な検討事項等
平成 25 年 10 月 1 日	○　第１回子ども・子育て会議 ・次世代育成支援対策行動計画の評価について ・子ども・子育て支援事業計画について
平成 25 年 11 月 12 日	○　第２回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育てニーズ調査の内容について
平成 25 年 11 月 29 日 ～ 12 月 12 日	○　子ども・子育てニーズ調査 ・就学前、小学生保護者のアンケート調査実施
平成 26 年 2 月 28 日	○　第３回河北町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査の結果及びヒアリングの内容
平成 26 年 7 月 17 日	○　第４回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・条例（各種基準）案について ・「量の見込み・ニーズ量の見込み」について
平成 26 年 9 月 29 日	○　第５回子ども・子育て会議 ・「保育の必要性」の事由について ・保育必要量の区分について ・教育・保育提供区域の設定について ・地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域の設定について ・子ども・子育て支援新制度について ・特定教育・保育施設の量の見込み及び確保の内容について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容について ・子ども・子育て支援事業計画について
平成 26 年 11 月 25 日	○　第１回子ども・子育て支援事業計画策定会議 ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
平成 26 年 12 月 1 日	○　第６回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
平成 26 年 12 月 19 日	○　厚生文教常任委員会 ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 27 年 1 月 15 日 ～ 1 月 28 日	○　パブリックコメント
平成 27 年 2 月 9 日	○　第２回子ども・子育て支援事業計画策定会議 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントについて
平成 27 年 2 月 16 日	○　第７回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントについて
平成 27 年 2 月 18 日	○　厚生文教常任委員会 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントについて

資料２　計画策定の組織

河北町子ども・子育て会議委員

番号	役　職	氏　　名	所　　属
1	委員長	松　田　　正	河北町青少年育成町民会議
2	副委員長	安　達　耕　二	認可外保育施設
3	委員	板　坂　由　紀	ＮＰＯ法人河北子育てアドバイザーセンター
4	委員	今　田　幸　子	河北町食生活改善推進協議会
5	委員	日下部　利　男 工　藤　俊　廣	河北町民生委員・児童委員協議会
6	委員	渡　邊　明　美	放課後児童クラブ
7	委員	児　玉　光　平	河北町幼児教育振興協議会
8	委員	眞　木　有紀子 大　山　ひろみ	小中学校ＰＴＡ母親委員会
9	委員	八　矢　好　幸	河北町小中学校長会
１０	委員	石　澤　美　喜	村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課

委　嘱　期　間　　平成２５年１０月１日～平成２７年　３月３１日
５番日下部委員は、平成２５年１０月１日～平成２５年１１月３０日
５番工藤委員は、　平成２５年１２月１日～平成２７年　３月３１日
８番眞木委員は、　平成２５年１０月１日～平成２６年　３月３０ 日
８番大山委員は、　平成２６年　４月１日～平成２７年　３月３１日

河北町子ども・子育て支援事業計画策定会議委員

番号	役 職 名	職　　名	氏　　名
1	会　長	副　町　長	丹　野　正　彦
2	副会長	教　育　長	原　田　孝　夫
3	委　員	総　務　課　長	阿　部　憲　義
4	委　員	政策推進課長	河　内　耕　治
5	委　員	環境防災課長	堀　米　清　也
6	委　員	商工観光課長	矢　作　　勲
7	委　員	都市整備課長	工　藤　豊　彦
8	委　員	学校教育課長	庄　司　宏　和
9	委　員	生涯学習課長	佐　藤　晃　一
10	委　員	健康福祉課長	真　木　邦　弘

資料３　用語解説

子ども・子育て支援事業計画で用いられている用語を紹介します。

	用　語	意　味
1	子ども・子育て関連３法	①「子ども・子育て支援法」（以下、「法」という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成します。（法第６１条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第７７条第１項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいいます。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関です。（地方自治法第１３８条の４第３項で定める市町村長の付属機関）
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管します。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第２条） ※この場合の「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満３歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいいます。

5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援です。（法第７条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、学校教育法第１条に規定する幼稚園及び児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所をいいます。（法第７条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付です。（法第１１条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含みません。（法第２７条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業です。（法第７条）
１０	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付です。（法第１１条）
１１	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいいます。（法第２９、４３条）
１２	小規模保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上１９人以下で保育を行う事業です。（法第７条）
１３	家庭的保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が５人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。（法第７条）
１４	居宅訪問型保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。（法第７条）

１５	事業所内保育	主に満３歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う事業です。（法第７条）
１６	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。（法第１９条） 【参考】認定区分 ・１号認定：満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前児童 ・２号認定：満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする児童） ・３号認定：満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする児童）
１７	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、１号認定、２号認定、３号認定ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度です。（法第３１条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行います。
１８	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業です。（法第５９条）
１９	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計することです。
２０	教育・保育	６歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいいます。
２１	家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のことです。

２２	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいいます。 基本的に、乳幼児（乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指しています。
２３	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名です。乳児は児童福祉法では、生後０日から満１歳未満までの子をいい、幼児は、満１歳から小学校就学までの子どものことをいいます。
２４	幼稚園	３歳～６歳までの幼児を対象とした学校の一種です。
２５	保育所	０歳（産後５７日目）～１８歳までの児童を対象とした託児所です。（一般的には、０歳～６歳までの利用です。） ※労働基準法による産後休暇：産後８週間＝５６日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されています。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持っています。

２６	コンシェルジュ	フランス語でコンシェルジュは本来「集合住宅（アパルトマン）の管理人」という意味を持つ単語です。そこから解釈を広げ、ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する「総合世話係」というような職務を担う人の職名として使われています。宿泊客のあらゆる要望に応える事をそのモットーとしていることもあり、「（宿泊客の要望に対して）決して NO とは言わない」といわれています。近年はホテルに限らず、ステーションコンシェルジュ（JR）やボーテ・コンシェルジュ（伊勢丹）など、種々の施設で同様の役割を担う人をコンシェルジュと呼ぶような使い方や、サービス体系として「コンシェルジュ・サービス」という呼び方もされています。
２７	放課後子供教室	地域の大人の協力を得て、学校や公民館を活用し、子どもの居場所を確保し、放課後における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。